

函館市監査公表第28号

函館市長から、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成29年9月26日

函館市監査委員 山 田 潤 一

函館市監査委員 植 松 直

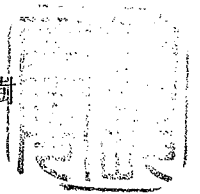
函館市監査委員 斉 藤 明 男

函館市監査委員 松 宮 健 治

函 土 施  
平成 2 9 年 9 月 1 3 日

函館市監査委員 様

函館市長 工 藤 壽 樹



平成 2 8 年度包括外部監査の結果に基づく措置の通知について

平成 2 9 年 3 月 3 0 日に報告を受けた包括外部監査の結果に基づき、または当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(土木部施設管理課)

平成28年度包括外部監査の結果に基づく措置  
(特定の事件名 公の施設及び指定管理者について)

## 1 指摘事項

監査対象 部 局 等	指摘事項の概要	報告書 ページ	措置の内容
土 木 部 施設管理課	都市公園について、一般財団法人函館市住宅都市施設公社を特例措置により選定し続けられれば、競争原理の導入による管理運営のさらなる効率化やサービス向上が図られず、民間事業者の受注機会の拡大等にも繋がらないので、他の市の出資団体等のように、公募化に向けた検討を進めていただきたい。	99	<p>都市公園管理業務については、希有な自然環境を有する函館山緑地や動物飼育施設を有する函館公園のような特殊性を伴う管理が必要な施設や、小規模公園や都市緑地のような地域住民と協働した管理が必要な施設等、規模や管理手法が様々な約360の施設を管理する必要があることから、これまで築いてきた実績等を考慮し、特例措置により当該公社を選定してきたところです。</p> <p>今後におきましては、競争原理の導入による管理業務のさらなる効率化やサービス向上を図っていく必要があることから、公募による指定管理者の指定に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。</p>